

## さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市総合振興計画における人権尊重社会の実現の理念に基づき、一人ひとりを認め合い、互いを尊重しながら、個性と能力を発揮できる社会を目指すため、性自認や性的指向に係る性的少数者の自由な意思を尊重するパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者)

第3条 宣誓することができる者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 市内に住所を有している又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現にパートナーシップの関係がある者がいないこと。
- (4) 宣誓をする者同士が、民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において次に掲げる書類を自ら記入し、市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
- (2) さいたま市パートナーシップの宣誓に当たっての確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと

きは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、これを代書させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類（宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。）を宣誓書に添えて提出するものとする。

(1) 住民票の写し（市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの、その他市長が適当と認める書類の提示を求めることができる。

5 第1項の規定による宣誓を行う場合において、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を併記することができる。

（受領証の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（受領証の再交付）

第6条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

（届出事項の変更）

第7条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次

条第1項各号に掲げる場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)を市長に提出し、受領証を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出した場合
- (4) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき

(周知啓発)

第9条 市は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## パートナーシップ宣誓書

（宛先）さいたま市長

私たち と は、さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

住所  
氏名 ( 戸籍上の氏名 )

生年月日 年 月 日 生まれ

住所  
氏名 ( 戸籍上の氏名 )

生年月日 年 月 日 生まれ

連絡先（電話・FAX・mail）

（代書者）

住所  
氏名

市記載欄

氏名	運転免許証・旅券・その他（ ）	No.
氏名	運転免許証・旅券・その他（ ）	

様式第2号（第4条関係）

## さいたま市パートナーシップの宣誓に当たっての確認書

（宛先）さいたま市長

私たちは、「さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、以下の内容を確認したうえで、パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写しと宣誓書受領証を市に返還いたします。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_


戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_ 戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_

要綱	確認事項（該当するものは□に「✓」を付けてください。）	
第2条 第1項第1号	（関係性） 双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている又は継続的な共同生活を行うことを約した関係であること。	□
第3条 第1項第1号	（年齢要件） 宣誓当日において、成年であること。	□
第3条 第1項第2号	（住所要件） 下記のいずれかに該当すること。	
	①双方が市内に住所を有している。	□
	②一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内へ転入を予定している。	□
	③双方が市内へ転入を予定している。	□
	※転入を予定している方（上記②③）は転入予定者及び転入予定日を記載してください。 転入予定者 _____（転入予定日 _____年 _____月 _____日） 転入予定者 _____（転入予定日 _____年 _____月 _____日）	
第3条 第1項第3号	（独身要件） 双方に配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	□
第3条 第1項第4号	（近親者でない） 宣誓をする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている関係にないこと。	□

※転入予定の場合は、転入後、速やかに住民票の写しを提出すること。

様式第3号（第5条関係）

（表面）

 <b>パートナーシップ宣誓書受領証</b> さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
様 _____ 様
年 月 日生 _____ 年 月 日生
宣誓日 _____ 年 月 日 第 _____ 号
さいたま市長

（裏面）

<p>この受領証は、さいたま市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証するものです。</p> <p>この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p>
戸籍上の氏名 ※通称使用の場合
_____ 様 _____ 様
年 月 日生 _____ 年 月 日生
特記事項

備考

- 1 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の再交付年月日を記載する。

様式第4号（第6条関係）

## パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

（宛先）さいたま市長

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに✓をしてください。）

- 紛失
- 毀損
- その他（ ）

年 月 日

（申請者）※申請する方に✓をしてください。

住所

氏名 \_\_\_\_\_（戸籍上の氏名）

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生まれ

住所

氏名 \_\_\_\_\_（戸籍上の氏名）

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生まれ

連絡先（電話・FAX・mail）

（代書者）

住所

氏名

市記載欄

氏名	運転免許証・旅券・その他（ ）	No.
氏名	運転免許証・旅券・その他（ ）	





様式第6号（第8条関係）

## パートナーシップ宣誓書受領証返還届

（宛先）さいたま市長

さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証を返還します。

返還の理由（いずれかに✓をしてください。）

- パートナーシップの解消
- 当事者の死亡
- さいたま市からの転出
- その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき

年 月 日

（届出者）

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_（戸籍上の氏名）  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生まれ

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_（戸籍上の氏名）  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生まれ

連絡先（電話・FAX・mail）

（代書者）

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

パートナーシップ宣誓書受領証交付証明書の交付を希望	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
---------------------------	--

市記載欄

氏名	運転免許証・旅券・その他（ _____ ）	No.
氏名	運転免許証・旅券・その他（ _____ ）	



## パートナーシップ宣誓書受領証交付証明書

\_\_\_\_\_様 \_\_\_\_\_様

さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証を2人へ交付したことを証する。

なお、この証明書は、さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証を返還した者に対し、パートナーシップの関係にあった事実を記憶に残すため、交付するものである。

パートナーシップ宣誓書受領証交付日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 第 \_\_\_\_\_号

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

さいたま市長